

原議保存期間10年
(平成35年3月31日まで)

警視庁交通部長
各道府県警察本部長
(参考送付先)
各管区警察局広域調整担当部長

警察庁丁規発第8号
平成25年3月1日
警察庁交通局交通規制課長

道路法施行令及び道路整備特別措置法施行令の一部を改正する政令の施行及び占用主体の選定に係る公募の実施に伴う交通警察の対応について
(通達)

道路法施行令及び道路整備特別措置法施行令の一部を改正する政令(平成24年政令第294号。別添1)は、平成24年12月12日に公布され、平成25年4月1日から施行されることとなった。

今次の改正は、道路法(昭和27年法律第180号。以下「法」という。)第32条第1項第7号に基づく道路の占用の許可に係る工作物、物件又は施設として、太陽光発電設備等を追加するなどするものである。

また、今次の改正に併せ、国土交通省道路局路政課長から各地方整備局道路部長等に対し、占用希望者の競合が見込まれる場合における占用者の選定に当たっては、公募による選定を基本とすることを定めた「占用希望者の競合が見込まれる場合における占用主体の選定方法について」(平成25年3月1日付け国道利第12号。以下「占用通達」という。別添2)が発出された。

改正後の道路法施行令(昭和27年政令第479号。以下「令」という。)及び占用通達の内容のうち交通警察に関する部分及びそれに伴う交通警察の対応は下記のとおりであるので、その対応に遺憾のないようにされたい。

なお、本通達については、国土交通省と協議済みである。

記

1 令について

(1) 概要

ア 太陽光発電設備等の道路占用許可対象物件への追加

法第32条第1項第7号の政令で定める工作物、物件又は施設に次に掲げるものが追加された。

(ア) 太陽光発電設備及び風力発電設備(令第7条第2号)

(イ) 津波からの一時的な避難場所としての機能を有する堅固な施設(令

第7条第3号)

イ 太陽光発電設備等の占用の場所に関する基準

太陽光発電設備、風力発電設備及び津波からの一時的な避難場所としての機能を有する堅固な施設（以下「太陽光発電設備等」という。）の占用の場所に関する基準について、太陽光発電設備等を地上に設ける場合については、次のいずれにも適合する場所であることとされた（令第11条の6第1項）。

- (ア) 太陽光発電設備等の道路の区域内の地面に接する部分は、車道以外の道路の部分にあること。
- (イ) 自転車道、自転車歩行者道又は歩道上に設ける場合においては、道路の構造からみて道路の構造又は交通に著しい支障のない場合を除き、当該太陽光発電設備等を設けたときに自転車又は歩行者が通行することができる部分の一方の側の幅員が、国道にあっては道路構造令（昭和45年政令第320号）第10条第3項本文、第10条の2第2項又は第11条第3項に規定する幅員、都道府県道又は市町村道にあってはこれらの規定に規定する幅員を参酌して法第30条第3項の条例で定める幅員であること。

また、令第10条第1号（口及び八に係る部分に限る。）及び第2号から第5号までの規定上の留意事項は太陽光発電設備等について準用することとされた（令第11条の6第2項）。

(2) 対応方針

道路管理者以外の者が、太陽光発電設備等を道路に設置しようとする行為は、道路交通法第77条第1項第2号に該当し、当該場所を管轄する警察署長の許可が必要であることから、許可の可否に当たっては、同条第2項各号に照らし、交通の妨害とならないか、公益性を有する施設であるか等について適切に判断すること。

なお、道路管理者は、本改正により道路の占用物件に追加された太陽光発電設備等に係る道路の占用の許可について、「道路法施行令の一部改正について」（平成25年3月1日付け国道利第10号。別添3）の別紙1「発電設備の占用許可基準について」及び別紙2「津波避難施設の占用許可基準について」によることとされているので、この内容を十分把握した上で、道路管理者との協議を行うこと。

2 占用通達について

(1) 概要

ア 趣旨

道路の占用の許可物件等のうち、道路通行者の利便の増進等を図るために設置される収益性を有する物件等は、占用希望者が競合することも想定され、手続の公平性、透明性が求められることから、その手続について定めることとされ、公募による選定を基本とすることとされた。

イ 公募手続の対象物件等

公募手続の対象となる占用物件は、次に掲げるものとされた。

令第7条第2号に掲げる太陽光発電設備又は風力発電設備

同条第8号に掲げる食事施設、購買施設その他これらに類する施設でこれらの道路の通行者又は利用者の利便の増進に資するもの

同条第9号に掲げる高架の道路の路面下等に設ける店舗、倉庫、自動車駐車場、自転車駐車場その他これらに類する施設

同条第13号に掲げる休憩所、給油所、自動車修理所

その他、道路管理者が申請者を公募することが適当であると認めて定める物件等

とされている。

なお、道路管理者が の対象物件等を定めようとする場合には、あらかじめ当該地域を管轄する警察署長に通知することとされた。

ウ 選定委員会

公募を実施する場合には、道路管理者は、関係地方公共団体、関係する他の道路管理者、学識経験者等で構成する委員会（以下「選定委員会」という。）を設置し、選定委員会により、占用の場所等に係る募集条件を含む提案募集要領の案を検討をすることとされた。

(2) 対応方針

ア 公募手続の対象物件等に係る道路使用許可について

道路占用許可の公募手続の対象となる物件等を設置しようとする者から道路使用の許可申請について事前相談がなされた場合には、道路管理者による公募手続が実施される可能性があることを教示するとともに道路管理者に連絡するなど適切に対応すること。

なお、道路管理者から、道路管理者が申請者を公募することが適当であると認める物件等を定める旨の通知を受理した警察署長は、関係警察署との十分な連携について配慮するとともに、本部交通規制課に速やかに報告すること。

イ 選定委員会への対応について

道路使用許可が必要と見込まれる物件等について公募手続を実施する場合には、選定委員会の委員として当該地区を管轄する警察署長に参画を依頼されることが想定される。

道路使用許可の申請前に公募に係る検討に参加することは道路使用許可手続の効率化に資するものであることから、選定委員会の委員として参画を求められた場合は積極的に対応し、交通の安全と円滑の確保の観点から必要な意見を申し入れること。

消費者基本法の一部を改正する法律の施行期日を定める政令をここに公布する。

御名 御璽

平成二十四年十二月十二日

内閣総理大臣 野田 佳彦

政令第二百九十三号

消費者基本法の一部を改正する法律の施行期日を定める政令

内閣は、消費者基本法の一部を改正する法律（平成二十四年法律第六十号）附則の規定に基づき、この政令を制定する。

消費者基本法の一部を改正する法律の施行期日は、平成二十四年十二月十三日とする。

内閣総理大臣 野田 佳彦

道路法施行令及び道路整備特別措置法施行令の一部を改正する政令をここに公布する。

御名 御璽

平成二十四年十二月十二日

内閣総理大臣 野田 佳彦

政令第二百九十四号

道路法施行令及び道路整備特別措置法施行令の一部を改正する政令

内閣は、道路法（昭和二十七年法律第八十号）第三十二条第一項第七号、第三十三条第一項及び第三十九条第二項本文（これらの規定を同法第九十一条第二項において準用する場合を含む。）並びに道路整備特別措置法（昭和三十一年法律第七号）第八条第二項及び第三項ただし書並びに第十七条第二項ただし書の規定に基づき、この政令を制定する。

（道路法施行令の一部改正）

第一条 道路法施行令（昭和二十七年政令第四百七十九号）の一部を次のように改正する。

第七号第一号を同条第十三号とし、同条第十号中「第六号」を「第九号」に改め、同号を同条第十二号とし、同条第九号を第十一号とし、第八号を第十号とし、第七号を第九号とし、同条第六号中「第十一号」を「第十三号」に改め、同号を同条第八号とし、同条第五号を第七号とし、第二号から第四号までを二号ずつ繰り下げ、第一号の次に次の二号を加える。

二 太陽光発電設備及び風力発電設備

三 津波からの一時的な避難場所としての機能を有する堅固な施設

第十号中「第七条第四号」を「第七条第二号に掲げる工作物、同条第三号に掲げる施設、同条第六号」に、「同条第五号」を「同条第七号」に、「同条第六号」を「同条第八号」に、「同条第九号」を「同条第十一号」に、「同条第十号」を「同条第十二号」に改め、同条第一号イ(4)中「第十一条の七第一項第二号」を「第十一条の六第一項第二号」に、「第十一条の七第一項第一号」を「第十一条の六第一項第一号」に改める。

第十一号の二第一項第二号イ及びロ中「第十一条の六第一項第二号」を「第十一条の七第一項第二号」に改め、同項第三号中「桁」を「桁」に改める。

第十一号の七を削る。

第十一条の六第一項中「第七条第四号」を「第七条第六号」に、「及び同条第五号」を「又は同条第七号」に改め、同条を第十一条の七とし、第十一条の五の次に次の一条を加える。

（太陽光発電設備等の占用の場所に関する基準）

第十一条の六 法第三十二条第二項第三号に掲げる事項についての第七号第二号に掲げる工作物、同条第三号に掲げる施設又は同条第一項の政令で定める基準は、太陽光発電設備等を地上に設ける場合においては、次のいずれにも適合する場所であることとする。

一 太陽光発電設備等の道路の区域内の地面に接する部分は、車道以外の道路の部分にあること。

二 自転車道、自転車歩行者道又は歩道上に設ける場合においては、道路の構造からみて道路の構造又は交通に著しい支障のない場合を除き、当該太陽光発電設備等を設けたときに自転車又は歩行者が通行することができる部分の一方の側の幅員が、国道にあつては道路構造令（昭和四十五年政令第三百二十号）第十条第三項本文、第十条の二第二項又は第十一条第三項に規定する幅員、都道府県道又は市町村道にあつてはこれらの規定に規定する幅員を参酌して法第三十条第三項の条項で定める幅員であること。

2 第十号第一号（ロ及びハに係る部分に限る。）及び第二号から第五号までの規定は、太陽光発電設備等について準用する。

第十一条の八第一項中「第七条第九号」を「第七条第十一号」に改める。

第十一条の九第一項及び第十一条の十第一項中「第七条第十号」を「第七条第十二号」に改める。

第十二号第一号ハ中「食事施設等」を「第七条第八号に掲げる施設」に改める。

第十九号第一項中「第七条第六号」を「第七条第八号」に、「同条第十一号」を「同条第十三号」に改める。

別表第七号第一号に掲げる物件の項中「第七条第二号」を「第七条第四号」に改め、同項の次に次のように加える。

第七号第二号に掲げる工作物	占用面積一 平方メートル につき	年
	二・一〇〇	一、〇〇〇
	Aに〇・〇二八を乗じて得た額	八二〇

別表第七号第二号に掲げる工事用施設及び同条第三号に掲げる工事用材料及び第七号第四号に掲げる仮設建築物及び同条第五号に掲げる施設の項中「第七条第二号」を「第七条第四号」に、「同条第三号」を「同条第五号」に、「第七条第四号」を「第七条第六号」に、「同条第五号」を「同条第七号」に改め、同表第七号第六号に掲げる施設、第七号第七号に掲げる施設、第七号第八号に掲げる施設及び自動車駐車場、第七号第九号に掲げる応急仮設建築物、第七号第十号に掲げる器具及び第七号第十一号に掲げる施設の項中「第七条第六号」を「第七条第八号」に、「第七条第七号」を「第七条第九号」に、「第七条第八号」を「第七条第十号」に、「第七条第九号」を「第七条第十一号」に、「第七条第十号」を「第七条第十二号」に、「第七条第十一号」を「第七条第十三号」に改め、同表備考第七号中「第七条第六号」を「第七条第八号」に、「同条第十一号」を「同条第十三号」に改める。

（道路整備特別措置法施行令の一部改正）

第二条 道路整備特別措置法施行令（昭和三十一年政令第三百十九号）の一部を次のように改正する。

第一条中「又は施設」を「施設又は工作物」に改め、同条第三号中「第七条第六号」を「第七条第二号」に掲げる工作物、同条第三号に掲げる施設、同条第八号」に、「同条第七号、第八号及び第十一号」を「同条第九号、第十号及び第十三号」に改める。

第十七条の表第十一条の二第五項の項中「又は第三号」を「から第四号まで」に改める。

附則

この政令は、平成二十五年四月一日から施行する。

国土交通大臣 羽田雄一郎
内閣総理大臣 野田 佳彦

国道利第 1 2 号
平成 2 5 年 3 月 1 日

各地方整備局道路部長
北海道開発局建設部長
沖縄総合事務局開発建設部長
独立行政法人
日本高速道路保有・債務返済機構総務部長

あて

国土交通省道路局路政課長

占用希望者の競合が見込まれる場合における占用主体の選定方法について

占用希望者の競合が見込まれる場合における占用主体の選定に当たっては、下記事項に留意の上、その運用に遺憾のないようにされたい。

なお、本通知の内容については、警察庁交通局交通規制課と調整済みであることを申し添える。

記

1 趣旨

道路は一般交通の用に供することが本来の目的であり、道路の特別使用たる占用は、原則として、道路のほかに物件等を設置する余地がなくやむを得ない場合に限って認められてきたところであり、占用希望者から申請がなされてから道路管理者によりその設置の可否の判断がなされてきたところである。

一方で、道路の構造又は交通に著しい支障を及ぼさない範囲において、道路通行者の利便の増進等を図るために設置される収益性を有する物件等については、占用希望者が競合することも想定され、手続きの公平性、透明性が求められるところである。

このため、占用希望者の競合が見込まれる場合における占用者の選定に当たっては、別に定めるもののほか、本通知によるものとする。

2 方針

- (1) 占有希望者の競合が見込まれる場合における占有者の選定に当たっては、公募による選定を基本とする。

公募による選定は、既占有者の事業撤退等により、道路管理者が道路利用者に対する継続的なサービスの提供を目的として占有主体を募集する場合と、公募の対象となる工作物、物件又は施設（以下「対象物件等」という。）に係る占有希望者があった場合に、公平性の観点から、他の占有希望者を募集する場合とが想定される。

これらの場合においては、地域における公共的な利用の有無を地方公共団体に確認した上で、利用がないと認められる場合において募集することとする。

- (2) 具体的な対象物件等については、占有によって道路通行者の利便の増進に資することが期待される場合、手続きの公平性、透明性が特に求められる場合等であることを勘案し、次に掲げる物件等とする。

- ① 道路法施行令（道路法施行令及び道路整備特別措置法施行令の一部を改正する政令（平成24年政令第294号）による改正後の道路法施行令（昭和27年政令第479号）をいう。以下同じ。）第7条第2号に掲げる太陽光発電設備又は風力発電設備
- ② 同第8号に掲げる食事施設、購買施設その他これらに類する施設でこれらの道路の通行者又は利用者の利便の増進に資するもの
- ③ 同第9号に掲げる高架の道路の路面下等に設ける店舗、倉庫、自動車駐車場、自転車駐車場その他これらに類する施設
- ④ 同第13号に掲げる休憩所、給油所、自動車修理所
- ⑤ その他、道路管理者が申請者を公募することが適当であると認めて定める対象物件等

なお、道路管理者が上記⑤の対象物件等を定めようとするときは、あらかじめ当該地域を管轄する警察署長に通知するものとする。

- (3) 公募に当たっては、対象物件等が該当する道路法（昭和27年法律第180号）第32条第1項各号（第7号を除く。）又は道路法施行令第7条各号に掲げる占有許可対象物件の区分毎に募集することを基本とする。

- (4) 道路管理者は、公募を実施しようとする場所について、道路の交通又は構造に著しい支障を及ぼさない範囲内において占有許可が可能な範囲を定め、当該区域の範囲内において募集を行うこととする。

3 選定委員会の設置及び提案募集要領の策定

公募を実施する場合において、道路管理者は、関係地方公共団体、関係する他の道路管理者、学識経験者等で構成する委員会（以下「選定委員会」という。）を設置し、選定委員会による提案募集要領の案の検討を求め、検討結果を踏まえて提案募集要領を策定するものとする。

この場合、高架下等利用検討会等の既存組織を活用することは差し支えない。

4 提案募集要領に定める主な事項（例）

○募集の趣旨

○対象施設（太陽光発電設備又は風力発電設備 等）

○応募資格要件（破産者、反社会的勢力の排除 等）

○募集条件（占用の場所、占用の期間、占用料、道路管理者による維持管理の補完措置 等）

○選定方法（評価項目）

<道路法施行令第7条第13号に掲げる休憩所の場合>

- ・ 占用主体の経営能力
- ・ 占用物件の管理運営能力（売店の衛生管理、従業員の適切配置等）
- ・ まちづくり計画との整合性
- ・ サービスエリアやパーキングエリアの利用者に有益な計画等の提案に関する事項（占用区域以外の道路の美化等の道路交通環境の維持及び向上を図るための取組み等） 等

<道路法施行令第7条第2号に掲げる太陽光発電設備の場合>

- ・ 占用主体の経営能力
- ・ 占用物件の管理能力
- ・ まちづくり計画との整合性
- ・ 占用区域内の清掃、除草等道路管理者による維持管理の補完措置（太陽光発電設備の設置により、法面等の点検等を道路管理者が行いにくくなるため）
- ・ 道路利用者に有益な計画等の提案に関する事項（占用区域以外の道路の美化等の道路交通環境の維持及び向上を図るための取組み等）
- ・ 太陽光発電設備の発電効率 等

○申込み手続き

○占用者の決定方法

○占用許可手続き 等

5 公募及び選定委員会による審議

公募の実施に当たっては、事務所への備付け、ホームページへの掲載その他の方法により周知を行うこと。

公募に対して応募があった場合には、次に掲げる事項に該当する提案を除外した上で選定委員会に審議を求めること。

- (1) 明らかに募集要領の各条件に当てはまらないもの
- (2) 道路占用の許可基準に違反するもの、道路の構造、交通に著しい支障を与えるおそれがあるものなど、道路占用の許可を行うことができないと判断されるもの
- (3) その他、実現意思又は実現可能性に欠けると判断されるもの

6 公募手続きの手順等

公募に当たっては、以下の手順を参考に行うものとする。

- (1) 提案募集要領の策定
- (2) 公募公告
- (3) 現場説明
- (4) 質問の受付・回答
- (5) 占用予定者の評価・選定
- (6) 選定結果の通知・公表
- (7) 占用許可申請・占用許可

7 関係機関との調整

道路と河川等、道路と効用を兼ねる場所への占用のほか、道路交通法に基づく道路使用許可が必要となる占用に係る本通知による手続きに当たっては、道路管理者は、あらかじめ関係機関と十分な調整を行うことにより、関係法令等に規定する手続きに支障を及ぼすことのないよう努めること。

8 その他

本通知は、平成25年4月1日から施行することとする。

国道利第10号
平成25年3月1日

各地方整備局道路部長
北海道開発局建設部長
沖縄総合事務局開発建設部長
独立行政法人
日本高速道路保有・債務返済機構総務部長

} あて

国土交通省道路局路政課長

道路法施行令の一部改正について

道路法施行令及び道路整備特別措置法施行令の一部を改正する政令（平成24年政令第294号。以下「改正政令」という。）が、平成24年12月12日に公布され、平成25年4月1日から施行されることとなった。

改正政令においては、道路法施行令（昭和27年政令第479号）を改正し、太陽光発電設備及び風力発電設備（以下「発電設備」という。）並びに津波からの一時的な避難場所としての機能を有する堅固な施設（以下「津波避難施設」という。）を占用許可対象物件として追加するなどしたところである。改正政令による道路法施行令の改正の概要は下記のとおりであるので、その運用に遺憾のないようにされたい。

なお、本通知の内容については、警察庁交通局交通規制課と調整済みであることを申し添える。

本取扱いの実施状況を把握するため、発電設備又は津波避難施設の占用許可を行った場合には、平成26年3月31日までの間、本省道路局路政課へ報告願いたい。

本通知は、平成25年4月1日から施行する。

記

1 発電設備の道路占用許可対象物件への追加等

(1) 改正の概要

発電設備については、当該施設を道路区域内に設置したいとの要望が寄せられていたほか、規制・制度改革に係る方針（平成23年4月閣議決定）において「太陽光発電設備について、道路構造及び交通の安全に与える影響を勘案し、道路占用許可対象物件への追加を検討し、結論を得る」とこととされたことを踏まえ、占用許可対象物件とすることとした。

また、発電設備の占用の場所によっては、道路利用者の安全で円滑な通行に支障を与えることがあることから、その占用の場所の基準を規定することとした。

占用料については、発電設備が大量一括処理が必要な設備であることから、定額物件とした。なお、占用料の算定に用いる占用面積は、発電設備の設置によって占用者が継続して使用することとなる道路の部分がある場合は、当該部分を含めた面積とする。

(2) 発電設備の定義

発電設備は、太陽光及び風力を電気に変換する設備であって、パネル部分、ブレード部分のほか、これらと一体となって発電設備としての機能を果たす接続箱等を含むものとする。

(3) 基本方針

発電設備の占用の許可に当たっては、道路法施行令で規定された基準及び別紙1「発電設備の占用許可基準について」に従い、厳正に取り扱われたい。

2 津波避難施設の道路占用許可対象物件への追加等

(1) 改正の概要

津波避難施設については、平成23年3月に発生した東日本大震災における津波被害等を受け、道路区域内への設置を検討している地方公共団体があったことを踏まえ、占用許可対象物件とすることとした。

また、津波避難施設の占用の場所によっては、道路利用者の安全で円滑な通行に支障を与えることがあることから、その占用の場所の基準を規定することとした。

占用料については、津波避難施設が大量一括処理が必要な施設ではないことから定率物件とした。

(2) 津波避難施設の定義

津波避難施設とは、津波からの一時的な避難場所としての機能を有する堅固な施設であり、かつ、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）の規

定に基づいて都道府県又は市町村防災会議が作成する都道府県又は市町村地域防災計画その他の地方公共団体が作成する津波からの避難に関する計画において、整備することとされているもの、若しくは整備することとされる蓋然性が高いものとする。

(3) 基本方針

津波避難施設の占用の許可に当たっては、道路法施行令で規定された基準及び別紙２「津波避難施設の占用許可基準について」に従い、厳正に取り扱われたい。

3 その他

道路占用許可対象物件の追加等に伴う条文の整理等を行った。

発電設備の占用許可基準について

1 趣旨

太陽光又は風力をはじめとした再生可能エネルギーについては、電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法（平成23年法律第108号）において利用の促進が法目的とされているものであり、発電設備は再生可能エネルギーの導入拡大に資するものである。一方で、その占用の場所や構造によっては、発電設備が太陽光等を反射して車両の運転者に影響を与えたり、法面を一定範囲にわたって被覆することにより道路管理者による法面の目視点検を妨げたりするなど、道路の構造又は交通に支障を及ぼすおそれがあること等を踏まえ、発電設備の占用許可に当たっては、本紙に規定する基準により行い、道路管理の適正を期するものとする。

2 占用の場所

発電設備の占用の場所については、次のとおり取り扱うものとする。

(1) 地面に接する部分が車道以外の道路の部分にあること。

発電設備は、ある程度の期間継続的に設置されるものであるため、車道に設けることとすると道路交通に著しい支障を及ぼすことから、地面に接する部分は車道以外の道路の部分であることとする。このため、発電設備の占用については、連結路附属地、待避所の空きスペース等への設置、アーケード、上空通路等の占用物件への添加等が想定される。

また、占用許可に当たっては、交通の輻輳する場所や他の占用物件の多い場所等、道路の構造又は交通に著しい支障を及ぼすおそれのある場所を避けるものとする。

(2) 歩行者等が通行することができる歩道等の幅員を確保すること。

道路が交通の用に供するものである以上、通行に必要なスペースを確保することが不可欠であるため、道路の通行部分たる歩道、自転車道又は自転車歩行者道に発電設備を設ける場合には道路構造令に規定する幅員が確保されなければならないこととする。この場合、食事施設等と異なり、発電設備は道路通行者の利便の増進に資するものではないため、有効幅員や植栽機能を減少させてもなお設置しなければならない理由を精査し、交通の用に供される部分など道路空間として必要なスペースが安易に狭められることのないよう留意すること。

(3) 道路の上空に設けられる部分の最下部と路面との距離を確保すること。

発電設備を道路の上空に設ける場合には、路面からの適切な距離を確保することとする。

- (4) 原則として交差点等の地上に設けないこと。

道路の構造又は交通に支障を及ぼすおそれのない場所を除き、道路の交差し、接続し、又は屈曲する部分の地上に設けないこととする。

- (5) 橋脚、橋桁、高欄等の道路構造物又は道路照明、道路標識、遮音壁、道路情報提供装置等の道路附属物への添加は行わないこと。

道路構造物又は道路附属物は、そもそも発電設備の添加を想定して設計されておらず、添加により破損・減耗するおそれがあることから、これらに添加する形態の占用は原則として認めないこととする。

- (6) アーケード、上空通路等の占用物件に添加する場合には、既存の占用物件の構造及び設置目的を害さない場所であること。

アーケード、上空通路等の占用物件に発電設備を添加する場合には、当該占用物件の耐荷重の範囲内であるとともに、既存の占用物件の設置目的を害さない場所で、かつ、当該施設等の占用者が安全と認めた場所であること。

- (7) 発電設備の設置工事又は維持管理作業を行う場合において道路交通に支障を及ぼすおそれの少ない場所であること。

発電設備の設置工事又は維持管理作業を行う場合において道路交通への支障の少ない場所に限って占用を認めることとする。特に、高速自動車国道や自動車専用道路については、これら道路の本線上への車両の駐停車が規制され、かつ、最低制限速度が定められていることを踏まえ、発電設備の設置場所に本線以外からアクセスできる場所に限って占用を認めることとする。

- (8) 周辺環境に支障を及ぼすおそれのない場所であること。

発電設備のうち、太陽光発電設備にあつては景観の悪化等のおそれがあり、風力発電設備にあつては騒音等の発生により周辺住民の生活や野鳥をはじめとした生態系への影響等が想定されるところ、発電設備の設置に当たっては、関係法令等の基準に照らし、周辺環境に支障がないことが占用希望者から疎明された場所に限って占用を認めることとする。

3 構造

発電設備の構造等については、次のとおり取り扱うものとする。

- (1) 発電設備の設置により道路通行者等の視界を妨げたり、発電設備が太陽光等を反射して車両の運転を妨げたりすることにより道路交通に支障を及ぼすおそれのないこと。

- (2) 発電設備には、広告物の添加及び広告のための塗装を一切行わないこと。
- (3) 発電設備の意匠、構造及び色彩は周辺の環境と調和するものであり、信号機、道路標識等の効用を妨げないものであること。

- (4) 倒壊、落下、剥離、汚損、火災、荷重、漏水その他の事由により道路の構造又は交通に支障を及ぼすおそれがないと認められるものであること。

道路区域に設けられる発電設備は、長期間にわたって占用されることが想定され、かつ、設置場所の特性として一定の振動に継続的にさらされることを踏まえ、例えば太陽光パネルと架台との接合部分の強度等に特段の注意を払い、強風等により倒壊し、道路構造又は道路通行者に危害を加えることのないことが確認された場合に限りて占用を認めるものとする。また、架台を強化した結果、荷重により道路構造に支障を来すことのないよう留意すること。

- (5) 道路面を被覆することにより道路の構造又は維持管理に支障を来すものでないこと。

道路の法面をはじめとした点検が必要な場所に設ける場合にあつては、原則として、道路面が被覆されて点検を妨げることのない構造の発電設備に限りて占用を認めるものとする。やむを得ず道路面を被覆する場合にあつては、道路管理者による点検を補うために占用主体による点検を実施させること。また、道路面を被覆することにより法面の強化のために設ける植栽の発育に支障を来すおそれがある場合には、法面の強化措置を占用主体に採らせること。さらに、道路面を被覆した結果、雨水等が地下に浸透せず通行面に流入する、あるいは積雪が通行面に滑落するおそれがある場合には、側溝、雨水枡等の整備又は除雪作業その他必要な措置を占用主体に行わせること。

4 占用主体

- (1) 発電設備の占用主体は、発電設備の継続的な設置により道路の構造又は保全に支障を生ずることのないよう、占用物件を適確に管理することができると認められる者であること。また、発電設備の占用により、道路の点検等を道路管理者が行いにくくなるため、次に掲げる点検等を適確に行うことができる者であること。

(ア) 法面、舗装、防護柵、排水施設等の損傷、亀裂、剥離、変形等の有無の点検

(イ) 不法占用、不法投棄、落書き等の有無の点検

(ウ) 路面、排水施設等の清掃、除草、除雪等の維持管理

(エ) その他、当該道路の管理上必要と認められる事項

- (2) 暴力団又はその構成員の統制下にある法人等及び暴力団員その他の反社会的勢力に属する者は占用主体となることができないものとする。
- (3) 地方公共団体の名義貸しによる主体は占用主体になり得ないものとする。

5 占用の許可の条件

一般的な条件のほか、必要に応じて、次に掲げる条件を附すこととする。

- (1) 道路に関する工事に伴う発電設備の移転、改築、除却等の費用については占用者が負担すること。また、災害等により道路管理者が緊急に必要と認めた場合には、占用者は、発電設備の移転、除却等に速やかに応じるとともに、その費用について負担すること。
- (2) 道路に関する維持管理又は工事を行うために道路管理者が占用区域内に立ち入ることを妨げないこと。
- (3) 発電設備の落下、剥離、老朽、汚損等がないように定期的に点検等を実施するとともに、落下等が生じた場合には速やかに改修等の措置を行うこと。
- (4) 特段の事情のない限り占用許可の更新回数に限定を課すなどの措置により道路区域への物件の設置が既得権益化しないよう担保すること。
- (5) 必要に応じ、当該占用区域内の清掃、除草、除雪その他の管理を行うこと。
- (6) さらに、占用主体が行う点検等については、以下に掲げる事項を条件として附すものとする。
 - (ア) 占用者は、あらかじめ、点検要領を道路管理者に提出するとともに、点検等の結果について定期的に報告すること。
 - (イ) 点検要領には次に掲げる事項のうち、道路管理者が必要と認めるものを定めること。
 - ① 点検等の範囲に関する事項
 - ② 点検等の対象に関する事項
 - ③ 点検等の内容に関する事項
 - (一) 点検項目
 - (二) 点検時期
 - (三) 点検方法
 - (四) 清掃、除草等の時期
 - (五) 清掃、除草等の方法
 - ④ 点検等の体制に関する事項
 - ⑤ 点検等の記録に関する事項

- ⑥ 点検等の結果の報告に関する事項
- ⑦ その他当該道路の管理上必要と認められる事項
- (ウ) 占有者は、点検要領に従い、当該占有区域及びその近傍における道路構造物等の点検等を行うとともに、異常等を発見した場合には、速やかに道路管理者に報告し、その指示に従うこと。
- (エ) 点検要領に定める事項のうち、道路管理に影響を及ぼす内容若しくは点検等の体制の変更をしようとするときは、道路管理者に届け出ること。

6 占有の期間

発電設備の占有の期間については、5年以内の範囲で適正に定めるものとする。

7 その他

- (1) 発電設備を既設の占有物件に添加する場合には、道路法第41条の規定により取り扱うこと。
- (2) 発電設備と構造上一体となる占有物件の許可に当たっては、発電設備とそれ以外の占有物件を各々の許可として取り扱うこと。
- (3) 発電設備の設置により近隣の住居、店舗等に影響を与えるおそれがあることから、原則として、これらの施設の居住者、所有者、経営者等からの設置に係る同意書が占有許可申請書に付されていること。
- (4) 道路と河川等、道路と効用を兼ねる場所への占有希望があった場合には、関係する管理者と十分な調整を図ること。

津波避難施設の占有許可基準について

1 趣旨

平成23年3月11日の東日本大震災における津波被害等を受け、地形、土地利用状況等の制約から道路区域内への津波避難施設の設置を検討している地方公共団体等があったことを踏まえ、今般、津波避難施設について占有許可対象物件への追加をしたところである。

津波避難施設を道路区域内に設置するに当たって、その占有の場所や構造によっては、車両の運転者の視界を妨げるなど、道路の構造又は交通に支障を及ぼすおそれがあることを踏まえ、津波避難施設の占有許可に当たっては、本紙に規定する基準により行い、道路管理の適正を期するものとする。

2 占有の場所

津波避難施設の占有の場所については、次のとおり取り扱うものとする。

(1) 地面に接する部分が車道以外の道路の部分にあること。

津波避難施設は、ある程度の期間継続的に設置されるものであるため、車道に設けることとすると道路交通に著しい支障を及ぼすことから、地面に接する部分は車道以外の道路の部分であることとする。

また、占有許可に当たっては、交通の輻輳する場所や他の占有物件の多い場所等、道路の構造又は交通に著しい支障を及ぼすおそれのある場所を避けるものとする。

(2) 歩行者等が通行することができる歩道等の幅員を確保すること。

道路が交通の用に供するものである以上通行に必要なスペースを確保することが不可欠であるため、道路の通行部分たる歩道、自転車道又は自転車歩行者道に津波避難施設を設ける場合には道路構造令に規定する幅員が確保されなければならないこととする。

(3) 道路の上空に設けられる部分の最下部と路面との距離を確保すること。

津波避難施設の路面からの高さは、道路の見通しを確保し、かつ、電線、電話等を道路上空に設ける場合に支障を及ぼさない高さとする。

(4) 原則として交差点等の上空に設けないこと。

道路の視認性の確保、その他道路交通の安全の確保を図る措置等により、道路の構造又は交通に著しい支障を及ぼすおそれのない場合を除き、道路の交差し、接続し、又は屈曲するなど、通行上、特に注意を要する場所以外の場所であること。

(5) 津波からの避難に適した場所であること。

地域住民や道路通行者などが津波からの避難場所として把握しやすく、かつ、避難に当たっての経路が確保されている場所であること。

3 構造

津波避難施設の構造等については、次のとおり取り扱うものとする。

- (1) 倒壊、落下、剥離、汚損、火災、荷重、漏水その他の事由により道路の構造又は交通に支障を及ぼすことがないと認められるものであること。
- (2) 津波避難施設としての効用を発揮するための必要最小限度の規模とし、かつ、道路の交通に及ぼす支障をできる限り少なくするものであること。
- (3) 信号機、道路標識等の視認性、又は道路の見通しを妨げないこと。やむを得ず視認性等に支障を生ずる場合は、都道府県公安委員会と調整の上、道路標識の付け替え等の措置を占用主体に指示し、その責任により講じさせること。
- (4) 施設等の下面には、必要に応じて照明設備、換気設備その他の設備を備えるものであること。
- (5) 必要に応じて雨どい及び多雪地にあっては雪止めの設備を備えるものであること。
- (6) 人の転落又は物の落下を防止するために必要な防護柵の設置その他の措置が講ぜられたものであること。
- (7) 津波避難施設には、広告物、装飾物その他これらに類するものを添加し、又は広告の用をなす塗装をしないこと。
- (8) 津波避難施設の意匠等は、都市美観に十分配慮すること。

4 占用主体

津波避難施設の占用主体については、次のとおり取り扱うものとする。

- (1) 道路の保全に支障を生ずることのないよう、津波避難施設を適確に管理することができるものと認められる者であること。
- (2) 道路管理者による監督処分その他の指示を適切に履行する能力を有する者であること。特に津波避難施設の撤去、大規模修繕を行うことのできる者であること。
- (3) 暴力団又はその構成員の統制下にある法人等及び暴力団員その他の反社会的勢力に属する者は占用主体となることのできないものとする。

5 占用の期間

津波避難施設の占用の期間については、5年以内の範囲で適正に定めるも

のとする。

なお、占用の期間が終了した場合において許可の更新が求められた際には、当該占用を継続させることができない特別の事由がない限り更新を許可することとする。占用許可の更新を認めない特別の事由とは、津波避難施設が老朽化して道路に施設の一部が落下するおそれが生じているにもかかわらず適切な対応がとられない場合等とする。

6 占用の許可の条件

一般的な条件のほか、必要に応じて、次に掲げる条件を附すこととする。

- (1) 道路に関する工事に伴う津波避難施設の移転、改築、除却等の費用については占用主体が負担すること。
- (2) 道路管理上必要を生じた場合において、道路管理者が施設等内に立ち入ることを妨げないこと。
- (3) 占用主体は定期的に点検等を行い、津波避難施設の適切な維持管理に努めること。
- (4) 道路の構造又は交通に支障を及ぼす改修等を行う場合には、事前に道路管理者と協議し、必要に応じ変更の許可を受けること。

7 その他

津波避難施設の建築に際しては、道路交通の支障にならないように指導すること。なお、やむを得ず道路交通に支障が生じてしまう場合には、道路交通への影響が必要最小限度となるような措置を講じさせること。